

北海道雇用・人材対策基本計画 (令和2～5年度)の概要

I 基本的な考え方

位置づけ 北海道雇用創出基本計画条例第10条に基づく「雇用の創出に関する基本的な計画」及び北海道総合計画の特例分野別計画

期間 令和2～5年度（4年間）

目標 労働力率：60%以上
労働力人口：274万人以上
就業率：前年より上昇

めざす姿 『将来に希望を持って働き、豊かで安心して暮らせる社会』
(良質で安定的な雇用を実現し、働く意欲のある方々を増やすとともに、道民が、それぞれのライフステージに応じて、経験や能力を発揮し、地域を支える産業の活性化が図られる好循環を生み出す。)

推進力 ①事業者と働く人々の意欲と挑戦
②地域の創意に満ちた取組
③分野横断的な連携・協働

II 雇用を取り巻く状況と課題

人口減少の進行
(2025年までに15歳以上人口が18万人減少)

人手不足の深刻化
(求人倍率平成28年以降1倍超えが継続)

働き方改革の推進
(時間外規制、同一労働同一賃金などの義務化)

事業所の縮小・廃止
(離職者が一定程度発生)

多様な方々の労働参加
(人材の育成・確保が必要)

安心して働ける環境づくり
(就業環境の整備、雇用のセーフティネットの整備が必要)

地域を支える産業の活性化
(生産性や収益力の向上が必要)

III 良質で安定的な雇用の実現に向けた取組

資料3

1 人材の育成・確保

- (1) 労働参加の促進
 - ①女性への就業支援
 - ②高齢者への就業支援
 - ③障がい者への就業支援
 - ④長期無業者等への職業的自立支援
 - ⑤季節労働者の通年雇用化の促進
- (2) 新規学卒者等の道内就職の促進
- (3) 人材の誘致
 - ①U I ターンの促進
 - ②外国人材の受入れ
- (4) 求人・求職のマッチング
- (5) 知識・技能の習得・向上
 - ①地域を支える産業の担い手の確保
 - ②多様な訓練機会の確保

2 就業環境の整備

- (1) 労働時間や待遇などの改善
- (2) 多様で柔軟な働き方がしやすい環境の整備
- (3) 子育て・介護・治療と仕事の両立支援
- (4) 従業員の職場定着への支援

3 生産性や収益力の向上

- (1) 中小・小規模企業の経営力の向上
- (2) 地域産業の付加価値向上や省力化・効率化
- (3) 成長分野への展開
 - ①ものづくり産業への振興
 - ②新しい分野の産業育成
- (4) 北海道ブランドの発信力強化と体制整備
- (5) 道外・海外からの投資促進

4 雇用のセーフティネットの整備